

(5) 告示第2第一号ハでは、外壁を壁式構造（3.10.4参照）とした躯体で土石等による外力に抵抗するための構造方法を規定している。壁式鉄筋コンクリート造は、通常の場合、階高を3.5mまでとすることができるが、本告示の規定による外壁とする場合には、口のラーメン架構によるものと同様、階高に3mの制限が設けられており、これを超える規模の構造とする場合には、第二号に規定する構造計算によって安全性を確認する必要がある。外壁を支える部分としては、控壁や柱・はりに関する規定に代えて、壁式構造の耐力壁に関する規定が設けられている。

・外壁の構造方法

外壁に関してはイ(1)に規定する控壁による構造形式での外壁と同じものを設ける。

・耐力壁の構造方法

耐力壁に関しては、鉄筋コンクリート造とすることのほか、コンクリートの強度、壁厚さ、鉄筋比、土石等の移動又は堆積の量に応じた壁長さ（外壁からの突出長さで、それぞれの耐力壁についての数値）、外壁と接着される部分の間隔、壁ばりの丈、主筋及びあばら筋に関する規

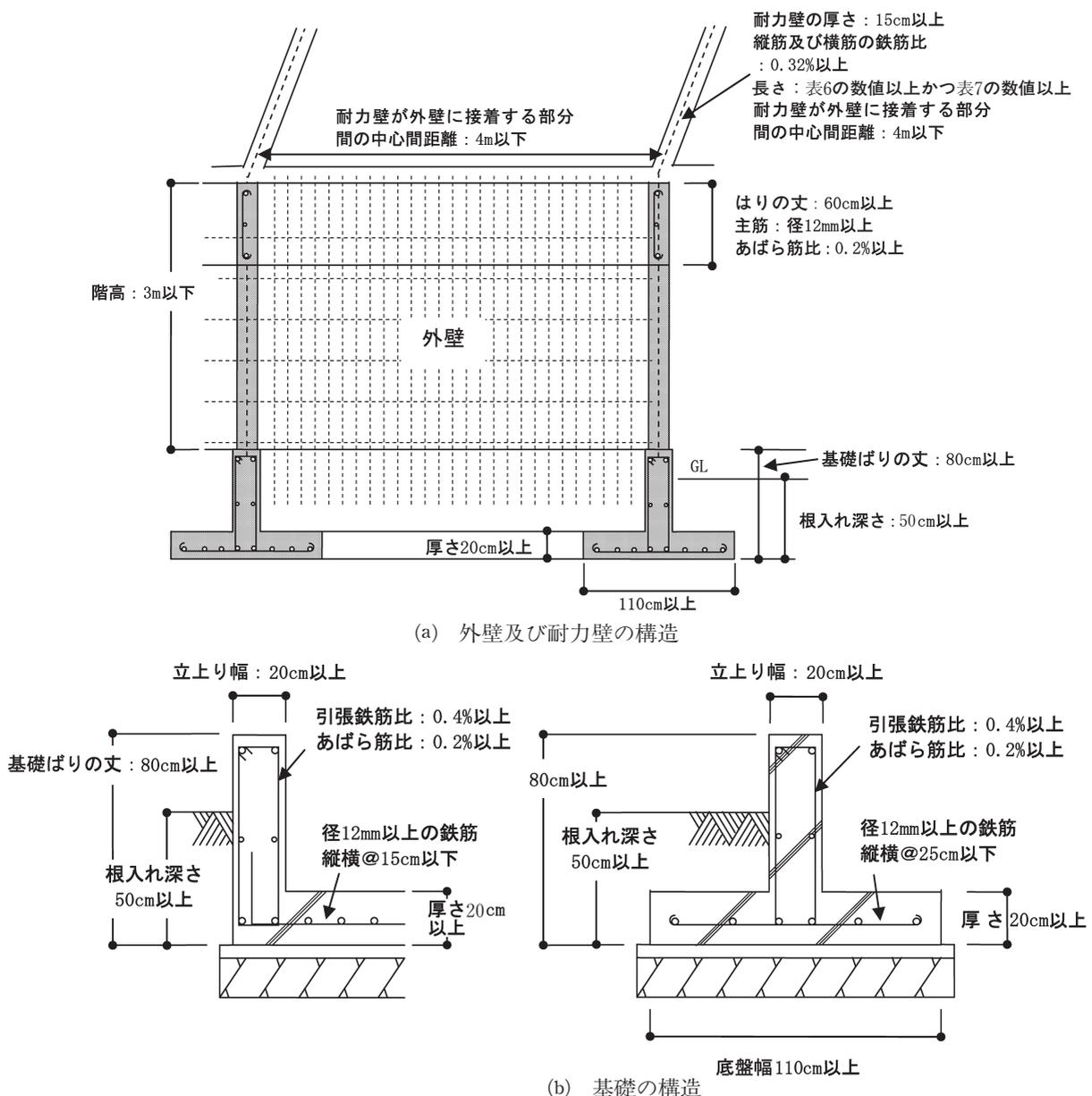


図3.11-4 第2第一号ハ（壁式構造による場合）の構造¹⁷⁾